

「ご契約のしおり」(ホ 00130) (平成 20 年 7 月作成) の正誤表

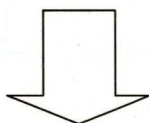
本冊子における記載内容に次のとおり(下線部分)訂正がございますので、お詫びとともにお知らせいたします。本表は誠にお手数をおかけしますが、「ご契約のしおり」とともに大切に保管をお願いします。

【誤】

P 6 3 - P 6 4

3 保険金の倍額支払(基本契約)

契約日から起算して1年6か月を経過してから、被保険者が、不慮の事故(40ページ参照)を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡されたとき、または当社所定の感染症(41ページ参照)を直接の原因として死亡されたときは、支払うべき死亡保険金のほかにこれと同額の保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。ただし、復活した基本契約においてその復活日から起算して6か月を経過していないもの、または次の場合には、保険金の倍額支払をしません。



【正】

P 6 3 - P 6 4

3 保険金の倍額支払(基本契約)

契約日から起算して1年6か月を経過してから、被保険者が、不慮の事故(40ページ参照)を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡されたとき、または当社所定の感染症(41ページ参照)を直接の原因として死亡されたときは、支払うべき死亡保険金のほかに年金支払事由発生日以後に死亡された場合にお支払いする死亡保険金と同額の保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。ただし、復活した基本契約においてその復活日から起算して6か月を経過していないもの、または次の場合には、保険金の倍額支払をしません。